

合併公告

平成 21 年 2 月 27 日

株主および債権者各位

東京都中央区日本橋三丁目 6 番 2 号
東京製綱株式会社
代表取締役 田中 重人

当社は、平成 21 年 2 月 23 日（月曜日）開催の取締役会において、平成 21 年 4 月 1 日（水曜日）を効力発生日として、株式会社東綱機械製作所（本社 岩手県北上市北工業団地 2 番 16 号）と合併することを決議いたしました。この合併により、当社は東京製綱株式会社の権利義務全部を承継し存続し、株式会社東綱機械製作所は解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

当社は、会社法第 796 条第 3 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、当社は株式会社東綱機械製作所の全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行および資本金の増加はいたしません。

記

1. この合併に対し反対の株主は、本公告掲載の翌日から 2 週間以内に書面によりその旨をご通知ください。
2. 株式買取請求をされる株主は、合併の効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨および株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。
3. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申出下さい。
4. 合併当事会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社：金融商品取引法による有価証券報告書を提出済

株式会社東綱機械製作所：<http://www.tokomachinery.co.jp/>

以上